

香川労働局発表
平成29年11月14日

担
当

香川労働局労働基準部賃金室
賃金室長 橋川 操
賃金指導官 村上 誠
賃金室員 上三垣 和成
【電話】087-811-8919

香川県特定最低賃金の改正決定(発効)について

平成29年度香川県特定最低賃金について、香川労働局長(局長 ^{つじ} ^{ともゆき} 辻 知之)が下表のとおり改正決定し、官報に掲載して公示を行い、発効することとなった。

これら4業種(「冷凍調理食品製造業」「はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業」「船舶製造・修理業,船用機関製造業」「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」)については、本年10月13日までに香川地方最低賃金審議会(会長 ^{まつうらあきはる} 松浦明治 弁護士)より香川労働局長あて答申され、同答申内容に基づき従来の最低賃金額を引き上げることとしたものである。

香川労働局においては、今後、地方公共団体や使用者団体・労働者団体等を訪問、または文書送付により改定後の最低賃金額を広く周知し、最低賃金の履行確保に万全を期すこととしている。

なお、4業種の特定最低賃金適用労働者数は約18,000人である。

特定最低賃金の件名	最低賃金額	引上げ	効力発生日
	時間額		
冷凍調理食品製造業最低賃金	767円	15円 (1.99%)	平成29年12月15日
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金	890円	21円 (2.42%)	平成29年12月15日
船舶製造・修理業,船用機関製造業最低賃金	903円	22円 (2.50%)	平成29年12月15日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	841円	19円 (2.31%)	平成29年12月15日

1 特定最低賃金の件名及び適用除外される労働者

○香川県冷凍調理食品製造業最低賃金

適用除外労働者

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付け又は雑役の業務
 - ロ 手作業による原料の前処理の業務
 - ハ 手作業による容器の洗浄、ラベル貼り、紙箱の組立て、容器詰め又は包装の業務

○香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金

適用除外労働者

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者

○香川県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金

適用除外労働者

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者

○香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

適用除外労働者

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付け又は賄いの業務
 - ロ 手作業により又は手工具若しくは卓上旋盤、卓上ボール盤、手持電動工具その他これらに準ずる操作が容易な小型動力機を用いて行う運搬、包装、箱詰め、袋詰め、みがき、選別、検査、組立て、取付け、マーク打ち、塗油、組線、巻線、かしめ、穴あけ、ねじ切り、曲げ、打抜き又はバリ取りの業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)

2 特定最低賃金とは

最低賃金には「地域別最低賃金」と「特定最低賃金」がある。

「地域別最低賃金」は、都道府県ごとに「〇〇県最低賃金」の名称で決定され、産業や職種にかかわらず、当該都道府県内の事業場で働くすべての労働者と労働者を使用している使用者に適用される。

一方、「特定最低賃金」は、主として「〇〇県〇〇業最低賃金」の名称で、都道府県内の特定の産業について、関係労使の申出により、当該産業の基幹的労働者について地域別最低賃金より金額水準の高い最低賃金を必要と認められたものについて、設定又は改定される。